

# 山梨県公報

第千二百二十五号

平成十三年

九月六日

木曜日

## 目次

保安林の指定の予定	四八九
道路の区域変更(五件)	四八九
道路の供用開始(二件)	四九一
公告	
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	四九一
土地改良区役員の退任及び就任	四九一
公安委員会	
遊技機の型式の検定	四九二

## 告示

### 山梨県告示第三百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年九月六日

山梨県知事 天野 建

#### 一 保安林の所在場所

西八代郡下郡町清沢字細尾八〇一、八〇二から八〇七まで(以上六筆について合併)、常葉字山口山七六五七、南巨摩郡身延町帯金字高澤四二四七から四三五一まで、四三三五、四三五六、皷沢町西風尾六〇八二、芝山六〇八三、中富町大字飯富字崩八三七、八四〇、八四一、字大石八六七、八六八、字南栗沢九〇一から九〇三まで、九〇六から九〇八まで、九一一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字細尾八〇二から八〇七まで(以上六筆について合併)・字山口山七六五七・字高澤四三四九から四三五一まで・四三五六・西風尾六〇八二・芝山六〇八三・字崩八三七・八四一・字大石八六七・八六八・字南栗沢九〇二・九〇三・九〇六・九〇七(以上一六筆について次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年九月六日

山梨県知事 天野 建

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府櫛形線
- 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
中巨摩郡竜王町大字西八幡字下川除付四四〇二番の三地先から 中巨摩郡竜王町大字西八幡字下川除付四四〇五番の一地先まで	旧	七・〇	一〇三・六	七・五 一〇〇・〇	一〇三・六
	新	七・五	一〇三・六		

### 山梨県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩川建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年九月六日

- 一 道路の種類 一般国道
  - 二 路線名 一四〇号
  - 三 道路の区域
- 山梨県知事 天野 建

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
東山梨郡牧丘町室伏字向田二二六二番の一地先から 塩山市藤木字久保一八四六番の一地先まで	旧		七・二丁 三二・二	二三五八・〇
	新		一四・二丁 九九・四	三一九六・三
東山梨郡牧丘町室伏字向田二二六三番の一地先から 塩山市藤木字久保一八四六番の一地先まで	旧		一四・二丁 九九・四	三一九六・三
	新		一四・二丁 九九・四	三一九六・三

**山梨県告示第三百九十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年九月六日

- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 割子中富線
  - 三 道路の区域
- 山梨県知事 天野 建

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代郡下部町大字上田原字田中二七〇番の二地先から 西八代郡下部町大字上田原字田中二六二番の三地先まで	旧		四・〇丁 七・五	七四・〇
	新		四・〇丁 二九・五	七四・〇

**山梨県告示第三百九十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年九月六日

- 一 道路の種類 一般国道
  - 二 路線名 四一三号
  - 三 道路の区域
- 山梨県知事 天野 建

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡道志村字戸渡六六四三番の七地先から 南都留郡道志村字岡道沢六四四五番の九地先まで	旧		一一・二丁 三一・〇	八五・〇
	新		九・三丁 四六・二	八五・〇

**山梨県告示第三百九十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年九月六日

- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 上野原あきる野線
  - 三 道路の区域
- 山梨県知事 天野 建

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡上野原町大字柵原字石井二〇一七番の一地内	旧		一一・五丁 一七・〇	二五・〇
	新		一三・〇丁 二二・〇	二五・〇

山梨県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年九月六日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	割子中富線	西八代郡下部町大字上田原字田中二七〇番の二地先から西八代郡下部町大字上田原字田中二六二番の三地先まで		一〇二・〇	平成十三年九月六日

山梨県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年九月六日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
一般国道	四二二号	南都留郡道志村字戸渡六六四三番の七地先から南都留郡道志村字岡道沢六四四五番の九地先まで		八五・〇	平成十三年九月六日

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十三年九月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（丁区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡白根町在家塚字神ノ木六三九の一、六三九の三、六三九の四、六三九の五、六三九の六、六三九の七、六三九の八、六三九の九、六三九の一〇、六三九の一、六三九の一二、六三九の一三、六三九の一四、六三九の一五、六三九の一六及び六三九の一七
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公道 水路 園路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び白根町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都新宿区新宿三丁目三十六番六号 中央都市建設株式会社 代表取締役 藤澤 進

土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小淵沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成十三年九月六日

山梨県知事 天野 建

役職名	氏名	住 所	退任年月日
一 退任			
理事	佐藤 為俊	北巨摩郡小淵沢町三三三四番地	平成十三年七月二十八日
	進藤 正金	六一〇四番地	
	小林 直樹	六三三九番地一	
	清水 孝平	八三一八番地	
	中山 秀則	八八二九番地	
	今井 賢一	上笹尾二九六九番地三	

同	茅野 正積 同	九六六番地	同
同	小原 篤 同	九四〇番地	同
同	中山 清一 同	三四〇番地	同
同	前島 潔 同	下笹尾七八七番地	同
同	小林 栄一 同	一〇九四番地一	同
同	高見沢義信 同	長坂町中島二六七番地二	同
同	仁科 雅 同	小淵沢町松向二〇番地	同
同	高橋 徳雄 同	一〇九九番地	同
同	小松 泰男 同	一七六二番地	同
同	清水 正孝 同	長坂町中丸一三三九番地	同
同	小林 盈 同	小淵沢町五〇〇二番地	同
同	進藤 龍郎 同	六二六三番地	同
同	中山 壽弘 同	上笹尾一〇四八番地一	同
同	五味 銀造 同	松向一八六〇番地一	同

二就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	佐藤 為俊	北巨摩郡小淵沢町三六三四番地	平成十三年七月二十九日
同	進藤 正金 同	六一〇四番地	同
同	進藤 義丸 同	六〇七八番地六	同
同	清水 孝平 同	八三一八番地	同
同	中山 秀則 同	八八二九番地	同
同	今井 賢一 同	上笹尾二九六九番地三	同
同	新海 康寛 同	一九五五番地	同
同	木下 昭 同	九二六番地四	同
同	中山 清一 同	三四〇番地	同
同	前島 潔 同	下笹尾七八七番地	同

公安委員会

同	小林 栄一 同	一〇九四番地一	同
同	高見沢義信 同	長坂町中島二六七番地二	同
同	仁科 雅 同	小淵沢町松向二〇番地	同
同	高橋 徳雄 同	一〇九九番地	同
同	小松 泰男 同	一七六二番地	同
同	清水 正孝 同	長坂町中丸一三三九番地	同
同	小林 盈 同	小淵沢町五〇〇二番地	同
同	進藤 龍郎 同	六二六三番地	同
同	今井 一夫 同	上笹尾七八七番地	同
同	五味 銀造 同	松向一八六〇番地一	同

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年九月五日までとする。

平成十三年九月六日

山梨県公安委員会

委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要
株式会社パイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目六七番地二	遊技機の種類及び区分 カプト 製造者又は輸入者名 株式会社パイオニア 検定番号 一四〇〇八五
回胴式遊技機規則第六條第五号(別表第一)	

株式会社パイオニア 代表取締役 野口三三 大阪府東大阪市長田中一丁目 六七番地二	回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五)	シオライ 30	株式会社 パイオニ ア	一四〇二二〇
株式会社メーシー販売 代表 取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一三番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表 第五)	ウバク チョコ	株式会 社メー シー	一四〇二九八
株式会社ニユーギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機規則第六条 第一号イ(別 表第三)	CRフ ァイ ヤール J	株式会 社ニ ユー ギ	一二〇三三八
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表 第五)	リス ノ パー	山佐株 式 会 社	一四〇二二九
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表 第五)	リス ノ パー 3	山佐株 式 会 社	一四〇二七七
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表 第五)	デス ト ロ イヤ ー	山佐株 式 会 社	一四〇二八五
株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表 第五)	ゴル ゴ 1	株式会 社 オリ ン ピ ア	一四〇二九九
豊丸産業株式会社 代表取締 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井 町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技 機規則第六条 第一号イ(別 表第二)	シ R ナ ナ S 1	豊丸産 業 株 式 会 社	一〇〇二九六
豊丸産業株式会社 代表取締 役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井 町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技 機規則第六条 第一号イ(別 表第二)	CR平 家 物語 B2	豊丸産 業 株 式 会 社	一〇〇二七四

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機規則第六条 第一号イ(別 表第二)	フ ィ ー バ イ ワ イ バ D X F ウ ル	株式会 社 三 共	一〇〇二九七
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機規則第六条 第一号イ(別 表第二)	CRフ ィ ー バ イ ワ イ バ D X F ウ ル	株式会 社 三 共	一〇〇三二六
株式会社ガイド 代表取締 役 實田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番 三号	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表 第五)	ア ー ク ス マ イ ク ス マ	株式会 社 ガイ ド	一四〇三〇九
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機規則第六条 第一号イ(別 表第二)	CR・ プ ン ド リ キ ン グ J	株式会 社 平 和	一〇〇二八一
株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機規則第六条 第一号イ(別 表第二)	魔 人 王 国 S V	株式会 社 ソ フ ィ ア	一〇〇三〇四
タイヨーエレック株式会社 代表取締役 濱岡洋平 愛知県名古屋市中村区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技 機規則第六条 第一号イ(別 表第二)	CRひ と み の 料 理 教室 G	タイ ヨ ー エ レ ク ク 株式 会 社	一〇〇三〇六

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番